

広島県告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町油木字高水池乙六三四六の一、字有元乙六四七五の一、乙六四七七、乙六四七九の一、乙六四七九の二、乙六四八一の一、乙六四八二、乙六四八三、乙六四八六、乙六四八七、乙六四八九の一、乙六四八九の二、乙六四九〇、乙六四九二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）